

1. 放課後子ども教室について

初めに、『放課後子ども教室』についてです。

『放課後子ども教室』は、文部科学省と厚生労働省が進める『放課後子ども総合プラン』の中に位置づけられている、全児童を対象とした事業です。

このプランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、

- 「全児童を対象とした『放課後子ども教室』と
- 「留守家庭児を対象とした『放課後児童クラブ』の

一体的な取組を中心として推進するとして、2014年7月に文科・厚労両省名で通知されています。

しかし、それから2年半後となる今年1月に文科・厚労両省から出された『放課後子ども総合プラン』の進捗状況等についての調査報告によると、

- 一体的な取り組みとして両事業を同一小学校内等で実施している市町村は20.4%、
- うち共通プログラムを実施しているのは12.0%しかありません。

この調査において、一体的な取組を進めるうえでの課題についての市町村からの回答は、「両事業を一体的に実施する人材の確保が困難である」が62.1%、「両事業を一体的に実施する余裕教室がない」が47.0%となっています。本市でも、同様に回答したと聞いています。

さて、そのような状況の中、本市で試行（お試し）が始まる放課後子ども教室ですが、本市では「放課後児童対策事業計画」の策定がまだこれからという段階です。

なぜ、計画の策定も踏まえずに行うのか、お考えをお示してください。

計画の策定もない状況で、試行のための「横須賀市放課後子ども教室運営業務委託仕様書」ができています。

業務目的を「全ての児童が小学校の放課後に、学習や多様な体験・活動を行う場に参加することにより、次代を担う人材を育成することを目的とする。」とした上で、

業務内容では「(1) 放課後子ども教室の運営。放課後子ども教室では主に宿題や読書などの学習支援を中心に行い、運営に際しては学校等の意見も参考とすること。」としています。

放課後子ども教室で実施する具体的内容については、実施主体である市町村に任されて

いますが、本市ではこの試行において、何のために何をしたいのか、あらためてお聞きします。

業務委託業者選定プロポーザルにおいては、スケジュールでは、4月5日に公告、1次選考のプレゼンテーションと、2次選考の競争見積り合わせを経て、5月25日には契約締結としていましたが、1事業者の応募があったものの途中辞退となりました。このことを、市長はどう捉えていますか。

ところで、その放課後児童対策事業計画が諮られる児童福祉審議会においては、

- 利用者公募枠（市内在住で小学生以下の子どもの保護者）で定員3名中1名が欠員、
- 市民公募枠（市内在住・在勤・在学の20歳以上の人）で定員2名中2名が欠員となっています。

このことを、市長はどのように捉えていますか。

2. 市立学校に埋設された放射能汚染土について

次に、市立学校に埋設された放射能汚染土について伺います。

2011年3月11日に起きた東日本大震災は、横須賀市にも影響をもたらしました。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が大気中に放出され、放射能プルームとなり、横須賀にも降り注ぎました。

本市の市立学校の放射能測定は、2011年11月の全校での空間線量測定の結果、小学校(47)、中学校(23)、高等学校(1)、ろう学校(1)、養護学校(1)の合計73校中43校で、地上高1cmでの基準値 $0.59\mu\text{Sv}$ を超える値が出たため、除染を行い除染土は各校の敷地内に仮処分として埋設されています。

その後およそ5年に渡って処分先が見つからないままでしたが、昨年の第3回定例会の一般質問で指摘させていただき、下町浄化センターへの移設という運びとなりました。

移設にあたり、初めて、土壌そのものの放射能の値を測るベクレル測定を行いました。

結果として、養護学校1校から、検体①において1kgあたり12700 Bq/kg、検体②において16200 Bq/kgという、指定廃棄物の基準である8000 Bq/kgを超える高い値が報告されました。

この基準は、福島第一原子力発電所の事故を受け「放射性物質汚染対処特措法」ができて、同法に基づく指定基準は8000 Bq/kgとされました。

それ以前は、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準が100 Bq/kgだったわけですから、いわばダブルスタンダードとなっており、8000 Bq/kg以下について俄かに安心できるものではありません。

学校が、3. 1. 1以前に何Bq/kgだったのかはわかりませんが、3. 1. 1以前と以後の比較の一例を申し上げますと、神奈川県衛生研究所発行の「神奈川県における放射能調査・報告書」によると、田浦梅の里では、セシウム137は、震災前の2010年8月の測定で4.4 Bq/kgだったものが、震災後の2011年8月には160 Bq/kgに、セシウム134は0.02 Bq/kgを基準とする定量限界以下だったものが140 Bq/kgとなっています。震災前と比べて、震災後は36倍以上が検出されていることとなります。

さらに、田浦梅の里の測定結果からわかることは、年数の経過で放射能濃度が急激に低下するということです。

例えば、2011年8月にはセシウム137とセシウム134が合計で300 Bq/kgでしたが、4年後の2015年8月には、セシウム137が61 Bq/kg、セシウム134は14 Bq/kg、合計75 Bq/kgとなっています。

つまり、この田浦梅の里の測定結果を見るだけでも、4年間で4分の1にも減少しているということで、2011年12月に埋設した養護学校の当時のベクレル数値は、今よりずっと高かったことが推測されます。

これは、5月22日の教育福祉常任委員会での藤野議員の質問にもあったように、セシウム137の半減期が30年なので6年間では1割程度減ること、セシウム134の半減期が2年なので6年間で八分の一になることから計算すると、養護学校については、6年前は3万Bq/kgを超えていたことが推測されます。

このような数値から、原発事故後の学校現場を考えると多くの心配点が出てきます。

原発事故直後には、側溝、グラウンドなどの放射能濃度は想像以上に高かったと考えざるを得ません。

学校では3. 1. 1後、事故前と同じように児童生徒が側溝清掃や草刈りなどをした例があります。学校によっては、部活動ごとに側溝の土砂除去清掃をしていました。中には、保護者の指摘によって側溝土砂清掃をとりやめたところもあります。

教育委員会は、これまでの安全対策への指導は十分だったのか、検証をするべきではないでしょうか。教育長のお考えをお聞きします。これは児童生徒だけではなく、当然、教職員、学校用務員、ボランティア等の地域の方や保護者への安全が担保できたのかの検証も含まれます。

横須賀市にとっては、米軍基地には原子力艦船がおり、久里浜には核燃料工場もあることから、放射能災害に対する備えが重要な課題だと思います。

そうした点からも、3. 11事故による、特に子どもたちの健康被害への対策は重要な課題だと言えます。

万一多少にも健康被害があった時、現場に情報や知見がなければ、体調不良などの訴えは見過ごされてしまう可能性も考えられます。

今回の埋設全校の測定結果は、全ての一般教職員、学校用務員へ周知されていますか。児童生徒、保護者へは周知されていますか。

震災から6年が経ち、学校現場は教職員が異動しています。埋設について知らない教職員もいると聞いています。教職員への周知の必要があると思いますが、お考えをお示してください。

移設までまだ時間がかかりそうですが、その間は、埋設場所への立ち入りは禁止するなどのお考えはありますか。

指定廃棄物の基準を超えた汚染土の養護学校での保管は、災害等の想定をした上で、厳重に行われる必要があると考えます。

環境省のガイドラインには保管方法の記載がありますが、これからどのように保管されるのでしょうか。

本市は、この8000 Bq/kgを超える汚染土について、国に対して指定廃棄物申請を行いますか。

43校からの移設にあたっては、その日程を市民に周知しますか。

教育委員会は汚染状況の指標として、地表高1センチメートルで0.59 μ Sv、1メートルで、0.23 μ Svという空間線量率で「安全」と表明されてきましたが、養護学校の例のように、シーベルト数でベクレル数を100パーセント代替することには無理があると考えます。

空間線量率が低いから「安全」という表現については信頼性が低下したと考えますが、お考えはいかがですか？

3. 地域福祉計画について

次に、地域福祉計画について伺います。

介護保険制度が変わり、以前の要支援1と要支援2が「介護予防・日常生活支援総合事業」となりました。担い手としての市民が期待されています。

介護予防・生活支援実施事業について、参加型システム研究所の調査によると、今年2月現在、県内自治体で、住民主体による支援である訪問型サービスBについては横浜市と相模原市が実施、川崎市が民間活用、そのほか、多くの自治体が検討中との回答です。

そんな中、本市では、有償ボランティアによる地域住民の支え合い活動が市内に13団体あり、庭の草むしり、ごみ出しなどの生活支援の活動実績から、担い手として期待されています。

これらの団体は、市民協働推進補助金の交付実績もありますが、この補助金は最大3年までしか交付されないため、私は、地域福祉の担い手に対して継続的な市の支援と協働の必要性を感じていました。今年度から、総合事業に位置付けて支援体制がすすんだことは大きな一歩と考えます。

しかし、本市には、そもそも地域福祉計画そのものが有りません。**今こそ本市は市民協働を盛り込んだ地域福祉計画を策定するべきと考えますが、市長はどうお考えになりますか。**

また、地域福祉は高齢者の生活支援に留まりません。実際、先の13団体の中には、子どもの一時預かりを支援メニューとしているところもありますし、増えるダブルケアへの対応の必要性を考えても、尤もなことです。子育て子育て支援が地域で実際に推進され、今後の地域福祉の推進には、欠くべからざるものと考えます。高齢や障がい中心の福祉領域を、子どもにまで広げた地域福祉計画の策定は急務と考えます。**市長は、福祉の対象者は誰だと**

お考えになりますか、お示してください。

地域福祉を語る時、忘れてならない存在として、社会福祉協議会があります。本市一般会計からも1億円を超える運営費補助金を拠出し、市民からも赤い羽根共同募金をはじめとする浄財が寄せられており、大きな期待が寄せられています。

横須賀市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定して、地区懇談会を開催しています。地域包括支援センターと共に横須賀市からも参加していると伺っています。

参加をしての、市としての所見や感想などをお聞かせください。

本来であれば、横須賀市が主催し、または、社会福祉協議会と共催して、地域からの声に耳を傾け、地域福祉を推進すべきではないでしょうか。

お隣の逗子市では、市と社協と市民メンバーによる「地域福祉計画・地域福祉活動計画懇話会」が昨年度は3回実施されており、議事録は市のHPに掲載され、話し合いの内容が手に取るようにわかります。支援体制の構築にあたっては、当事者のニーズを的確にくみ取り、柔軟に対応できるべきで、そのためにも、ニーズ発信者とサービス提供者が共に話し合えることが必要だと考えます。**本市でも、このような懇話会を行ってはいかがでしょうか、市長のお考えをお聞きします。**